

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社リアルゲイト			コード	5532				
提出日	2025/12/8	異動（予定）日		2025/12/11					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			
1	仙仁 登	社外取締役	○													○	有	
2	田中 溪	社外取締役	○													○	新任	有
3	木内 有子	社外監査役	○													○	有	
4	片山 英二	社外監査役	○													○	有	
5	浅見 長生	社外監査役	○													○	有	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	仙仁登氏は、長年、信託銀行に勤務し、金融分野に精通しております。また、銀行関連会社で役員および監査役経験も豊富であり、特に、内部統制に関して高い識見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、当社の社外取締役として選任であると考えております。 また、専門分野での豊富な経験と知見に基づいた適切な監督が期待でき、かつ会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に基づき、独立性を有すると判断したため、同氏を当社の独立役員として指定いたします。
2	該当事項はありません。	田中渉氏は、17年間、ゴールドマンサックス証券株式会社に勤務し、金融分野に精通しております。また現在は投資会社で不動産投資責任者として務められ、金融、不動産投資に関する高い見識と幅広い経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、当社の社外取締役として選任であると考えております。 また、専門分野での豊富な経験と知見に基づいた適切な監督が期待でき、かつ会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に基づき、独立性を有すると判断したため、同氏を当社の独立役員として指定いたします。
3	該当事項はありません。	木内有子氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた企業会計、会計監査およびリスクマネジメントに関する高い見識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるものと判断し、当社の監査役として選任であると考えております。 また、専門分野での豊富な経験と知見に基づいた適切な監督が期待でき、かつ会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に基づき、独立性を有すると判断したため、同氏を当社の独立役員として指定いたします。
4	該当事項はありません。	片山英二氏は、弁護士としての長年の法律実務の経験を通じて培われた企業法務、コーポレート・ガバナンスおよびリスクマネジメントに関する高い見識、ならびに、他社社外役員としての経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるものと判断し、当社の監査役として選任であると考えております。 また、専門分野での豊富な経験と知見に基づいた適切な監督が期待でき、かつ会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に基づき、独立性を有すると判断したため、同氏を当社の独立役員として指定いたします。
5	該当事項はありません。	浅見長生氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家としての豊富な経験と専門的な見識に加え、成長企業におけるCFO経験をはじめ、経理、財務、コーポレート・ガバナンス等を中心に経営管理全般の幅広い見識を有していることから、その職歴に基づく高い見識を活かした独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるものと判断し、当社の監査役として選任であると考えております。 また、専門分野での豊富な経験と知見に基づいた適切な監督が期待でき、かつ会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に基づき、独立性を有すると判断したため、同氏を当社の独立役員として指定いたします。

## 4. 補足説明

（該当事項はありません。）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任にあたる先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。